



平成29年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 南 波 秀 憲
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 常務執行役員 前 山 英 人
(TEL. 025 - 245 - 4113)

単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月23日開催予定の第156回定時株主総会に、単元株式数、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案及び株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年(平成30年)10月1日を期限に売買単位(単元株式数)を1,000株から100株に統一することを目指しており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第156回定時株主総会において、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案及び株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとする投資単位（1単元株式数あたりの金額）の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類：普通株式

②併合の比率：平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合する。

③併合により減少する株式数：

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	27,000,000株
株式併合により減少する株式数	24,300,000株
株式併合後の発行済株式総数	2,700,000株

※「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数：

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,161名（100.0%）	27,000,000株（100.0%）
10株未満所有株主	189名（16.3%）	256株（0.0%）
10株以上所有株主	972名（83.7%）	26,999,744株（99.9%）

※上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様189名（所有株式数の合計256株）は、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第156回定時株主総会において、株式併合に係る議案及び単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」のとおり、株式併合後の当社の発行済株式総数が10分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

現 発行可能株式総数	96,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	9,600,000 株

(3) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第156回定時株主総会において、株式併合に係る議案及び単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 定款一部変更

(1) 変更理由

上記「1. 単元株式数の変更」「3. 発行可能株式総数の変更」のとおり、単元株式数及び発行可能株式総数の変更に伴い、現行定款 第6条（発行可能株式総数）及び 第8条（単元株式数）を変更いたします。

なお、本変更につきましては、効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,600</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>960</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
<新 設>	<u>附則</u> <u>第1条 第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は当該変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第156回定時株主総会において、単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案及び株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 今後の日程（予定）

・取締役会開催日（決議日）	平成29年 5月11日
・第156回定時株主総会開催日	平成29年 6月23日
・現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日	平成29年 9月26日
・売買単位の変更日（1,000株から100株に変更され、株価に株式併合の効果が反映される日）	平成29年 9月27日
・単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月 1日
・株式併合の効力発生日	〃
・発行可能株式総数の効力発生日	〃
・定款一部変更の効力発生日	〃
・株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月中旬
・株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月中旬

（注）上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更となるのは、平成29年9月27日となります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とすることです。今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、同取引所が望ましいとする投資単価の水準（5万円以上50万円未満）を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

議決権数については、株式併合によって、株主様の所有株式数は10分の1になりますが、単元株式数の変更（1,000株から100株へ変更）を行うため、株主様の議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
具体例 1	1,000株	1個	100株	1個	—
具体例 2	1,034株	1個	103株	1個	0.4株
具体例 3	523株	0個	52株	0個	0.3株
具体例 4	7株	0個	0株	0個	0.7株

※具体例2～4で発生する端数株式相当分につきましては、後記Q5をご参照下さい。

株式併合の効力発生前の所有株式数が10株未満（具体例4）の株主様は、株式併合により、株主としての地位は失われることとなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことも可能ですので、具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社株式名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）までお問い合わせ下さい。

Q 5. 併合後の1株未満の端数株式の取扱いはどうなりますか。

すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払する金額及びお手続きにつきましては、平成29年12月中旬以降を予定しております。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等 他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 7. 株式併合によっては所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等 他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、Q 5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

【お問い合わせ】

本件（単元株式数の変更及び株式併合）に関しご不明の点はお取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 平日9時～17時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）